

費用の一部を補助

分譲マンション耐震診断・改修

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により、設計・建設された分譲マンションの耐震診断・耐震改修を行う管理組合を対象に、費用の一部を補助します。申請前に着手した場合、補助の対象になりません。必ず事前に申請してください。

■耐震診断に対する補助

- 対象** 次の要件をすべて満たす分譲マンション
- ①鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造
 - ②地上3階建て以上で、延床面積が1,000㎡以上
 - ③区分所有者自らが居住する住宅の床面積の合計が延べ面積の1/2以上

件数 予備診断=1棟 本診断=1棟
補助額 予備診断=費用の2/3 (上限額3万4,000円)
 本診断=費用の2/3 (上限額116万6,000円または4万円×住宅戸数のいずれか低い額)

■耐震改修(設計)に対する補助

対象 耐震診断の要件①～③【上記】に該当し、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された建築物

件数 1棟
補助額 費用の1/2 (上限額200万円または、5万円×住宅戸数のいずれか低い額)

申込方法 6月2日(月)～13日(金)必着。申請書(住宅政策課、各区役所地域振興課、市ホームページで配布)に必要事項を記入して、〒260-8722千葉市役所住宅政策課へ郵送または直接持参。多数の場合抽選。

問い合わせ 住宅政策課 ☎245-5896 ㊟245-5795

費用の一部を補助

吹き付けアスベスト分析調査・除去等

綿状のアスベスト吹き付け材の分析調査や除去等を行う方に費用の一部を補助します。申請前に着手した場合、補助の対象になりません。必ず事前に申請してください。

①分析調査に対する補助

対象 アスベストを含んでいる可能性がある綿状の吹き付け材が施工されている市内の建築物

件数 3棟
補助額 費用の全額(上限額25万円)

石綿の種類や含有率の基準変更に伴い、過去に分析調査の補助を受けた建築物も対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

②除去等に対する補助

対象 対象吹き付け材の除去、封じ込め、囲い込み、または吹き付け材が施工されている建築物の除却

件数 1棟 **補助額** 費用の3分の2以内(上限額100万円)

注意 従業員数300人および資本金3億円を超える大規模な事業者や、学校、病院等で国や県による補助金の交付対象となるものを除きます。

申込方法 ①5月1日(木)～30日(金)、②7月1日(火)～31日(木)必着。申請書(住宅政策課、各区役所地域振興課、市ホームページで配布)に必要事項を記入して、〒260-8722千葉市役所住宅政策課へ郵送または直接持参。多数の場合抽選。

問い合わせ 住宅政策課 ☎245-5896 ㊟245-5795

随時受付開始 平成26・27年度入札参加資格審査申請

市が発注する建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託などの入札への参加を希望する方を対象に、入札参加資格審査の随時申請を受け付けます。

受付期間 4月16日(水)～来年3月31日(火)17:00必着
 *平成27年度の受付期間は未定です。

申請方法 ちば電子調達システム(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)から電子申請を行った後、申請書を印刷し、添付書類とともに、〒260-0855千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南庁舎2階千葉県電子自治体共同運営協議会共同受付窓口へ郵送または直接持参。資格要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

・千葉県電子自治体共同運営協議会事務局 ☎441-5551
 ・契約課 ☎245-5088(工事・測量) ☎245-5090(物品・委託) ㊟245-5536

随時受付開始 平成26・27年度小規模修繕業者登録申請

市が発注する100万円以下の簡易な施設などの修繕の受注を希望する方を対象に、小規模修繕業者登録の随時申請を受け付けます。

受付期間 4月16日(水)～平成28年2月15日(月)17:00必着
 *毎月15日締め切り(閉庁日の場合、直前の閉庁日)、登録は翌月1日。

登録要件 市内業者であること(個人事業者は市内に住居登録を有すること、法人は市内に本社・本店を有すること)などのほかに、市で定める要件があります。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

申請方法 申請書(契約課、市ホームページで配布)に必要事項を記入し、添付書類とともに、〒260-8722千葉市役所契約課へ郵送または直接持参。

問い合わせ 契約課 ☎245-5090 ㊟245-5536

費用の一部を補助

分譲マンションの再生活動

市では、老朽化した分譲マンションの再生と地域の活性化を支援するため、その建替えや改修などに要する費用の一部を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

分譲マンション再生合意形成支援制度

建替え、改修などの再生を行う市内分譲マンションの管理組合に対し、建物の再生方法の検討や居住者の意向調査などの活動費用の一部を補助します。

受付期間 6月2日(月)～12月26日(金)
対象 延床面積の2分の1以上が住宅用途で、区分所有者が5人以上いるマンションの管理組合
要件 再生活動を行うことおよびその経費について、管理組合の総会などで議決されていること
件数 7管理組合(先着順)
補助額 再生活動費用の2分の1以内かつ上限額25万円
 *通算で5年まで補助を受けることができます。

地域再生支援事業

計画策定費用の補助

再生(建替え)を進める大規模な市内分譲マンション団地の管理組合に対し、計画策定費用の一部を補助します。

受付期間 6月2日(月)～13日(金)
対象 団地の敷地面積が2ヘクタール以上のマンション団地管理組合
要件 ・建替えに向けた活動の推進について管理組合の総会で議決されていること
 ・耐用年数の2分の1以上を経過し、区分所有者が10人以上いるマンションを建替えの対象としていること
 ・敷地面積の4分の1以上かつ、5,000㎡以上を戸建て住宅街区として整備することを検討していること

件数 1管理組合(多数の場合抽選)
 *受付期間内【上記】に応募がない場合、12月26日(金)まで先着順
補助額 計画策定費用の2分の1以内(上限額50万円)

設計・工事に関する補助

一定の整備基準や国の補助要件を満たすマンション管理組合などは、設計・工事に関する補助を受けることができます。基準や要件など詳しくは、住宅政策課へお問い合わせください。

補助額 工事費用の2分の1と、建替え前戸数×100万円(市内業者を一定割合以上活用する場合110万円)で計算した額のいずれか低い額

問い合わせ 住宅政策課 ☎245-5849 ㊟245-5795

費用の一部を補助

屋上・壁面の緑化

本市は、市域のおおむね半分が緑に覆われていますが、その多くは郊外の緑です。生活の中でより身近に緑を感じられるまちとしていくため、まちなかに緑のあふれるまちづくりを進めており、中心市街地の建築物の屋上や壁面を緑化するための費用の一部を補助する制度を設けています。ぜひ、ご利用ください。

対象となる範囲

中心市街地内(要綱で定める区域)で用途地域が商業地域または近隣商業地域

対象となる建物

- 以下の要件をすべて満たす建物
- ①敷地面積500㎡以上の土地にある建物で、建築基準法および都市計画法の法令に適合していること
 - ②国、地方公共団体などが所有する建物ではないこと
 - ③建物の屋上または、壁面の緑化を行う面積の合計が3㎡以上あること
 - ④5年以上の継続維持を行うもの

申請者 対象となる建物の所有者など

助成額 【下記】①②③のうち少ない金額

- ①助成事業の対象となる経費の合計額の2分の1
- ②屋上の緑化=緑化面積×1㎡あたり2万円
壁面の緑化=緑化面積×1㎡あたり1万円
- ③建物1件につき、50万円

申込方法 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに直接緑政課へ持参。申請書などの様式を含む、助成金交付要綱は緑政課で配布しています。助成の対象となる範囲図は市ホームページでも公開しています。

問い合わせ 緑政課 ☎245-5775 ㊟245-5885



建物の安全確保 中間検査・完了検査を受けましょう

建築主は、確認済証の交付後に工事に着手し、中間検査(適用除外あり)と完了検査に合格して、初めて建物を使用できます。建物を建てる時は必ず、この検査を受けてください。また、手続きを業者に委託した場合や中古物件を購入した場合なども「確認済証」「確認申請書の副本」「中間検査合格証」「検査済証」などの書類を受け取り、大切に保管しましょう。

問い合わせ 建築審査課 ☎245-5839 ㊟245-5831